

池田市官民連携ガイドライン

1 ガイドラインの目的

近年、民間企業、学校法人、NPO法人を始めとする公共的団体その他の各種団体（以下「企業等」といいます。）においては、その本業を通じて社会課題の解決に取り組むことで共通価値を創造する動きが広がっています。

また、今後、本市が多様化・複雑化した市民ニーズに応え、市民サービスを向上させるとともに、暮らしやすい地域づくりを進めていくためにも、この潮流に乗り遅れることなく、企業等とのパートナーシップにより、お互いの特性をいかし、企業等有する資源と本市が有する資源を結び付けることによる協働のまちづくりが必要となります。

このガイドラインは、このような取組を進めるにあたっての企業等と本市の関係性を積極的かつ適切に構築していくために、官民連携に関する本市の基本的な考え方について整理したものです。

2 連携の形

(1) 包括連携協定

広範な分野を対象とする連携協定をいいます。

(2) 個別連携協定

包括連携協定以外の連携協定をいいます。

(3) 協定によらない個別連携

連携協定の締結以外の合意に基づいて実施する取組をいいます。

3 連携分野

個別連携協定又は包括連携協定を締結するにあたっては、本市が推進すべき政策として、以下に掲げる分野を踏まえた取組を連携事項として協定に規定するものとします。

なお、連携事項の内容が4以上の分野にまたがり、かつ、具体的な取組として5以上の事業に関する協議が進められ、協定締結時点で1つ以上の事業の実施が予定されている場合は包括連携協定を締結することとし、それ以外の場合は個別連携協定を締結するものとします。

<連携分野>

- (1) 福祉
- (2) 保健衛生・医療
- (3) 産業
- (4) 観光
- (5) まちなみ形成
- (6) 子育て
- (7) 教育
- (8) 文化
- (9) スポーツ
- (10) 人権・多様性
- (11) 環境
- (12) 防災・防犯
- (13) 行政管理
- (14) その他必要な分野

4 事業実施に向けた事前協議にあたっての本市の考え方

- (1) 取組の実現に向け、本市からの一方的な要請ではなく、企業等のメリットについても配慮し、対等な関係での協議を進めます。
- (2) 協働でのまちづくりの活性化につなげるため、企業等に本市の課題について共有し、有効性のある取組となるよう十分に協議します。
- (3) 本施策の効果的な展開を図るため、実施する事業に関連するSDGsのゴール及び達成したい目標をあらかじめ明確にします。
- (4) 本市における地域課題や過去の取組状況などを考慮し、事業の実現性が十分にあることをあらかじめ確認します。
- (5) 連携により企業等が実施する活動が利益確保に偏重したものにならないように留意します。
- (6) 本市の費用負担は、原則として無償とします。本市の費用負担が伴う調達等については、法令等に基づいて適正な手続きを経て行います。

5 事業の実施にあたっての本市の考え方

- (1) 事業の進捗状況について、定期的に確認をします。
- (2) 本市と企業等との連携協定の締結状況については、ホームページ等においてその内容を発信します。

6 相談窓口など

官民連携に関する相談などには、取組分野に係る担当課と政策企画課で次のように分担します。また、政策企画課は、必要に応じて担当課を支援するとともに、関係課を交えて調整を行います。

取組内容に応じた担当課が不明な場合については、まずは政策企画課へご相談ください。

		個別連携協定		包括連携協定		協定によらない個別連携の実施	
		担当課	政策企画課	担当課	政策企画課	担当課	政策企画課
事前	提案受付	○			○	○	
協議	提案内容の確認及び協議	○		○	○	○	
協定	協定の締結	起案	合議		起案	—	—
締結	公表（HP、議会通知、報道提供など）	○			○	—	—
事業	事業の実施	○		○		○	
実施	事業の進捗管理	○		○		○	

※包括連携協定については、市長部局その他の執行機関（上下水道部、教育委員会、市立池田病院）と協定を行う場合においても、代表して市長が協定を締結します。

令和5年4月
池田市総合政策部政策企画課